



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年12月21日金曜日 第2431号外2

◇ 目 次 ◇
規 則

愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

県議会告示

愛媛県政務調査費の交付に関する規程の一部改正..... 3

県議会訓令

愛媛県議会議事事務局規程の一部を改正する訓令..... 5

規 則

○愛媛県規則第51号

愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（単身入居の資格）</p> <p>第1条の2 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 精神障害（知的障害を除く。次条において同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 省略</p> <p>(3)～(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（特に居住の安定を図る必要がある場合）</p> <p>第1条の3 条例第5条第1号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるものがある場合</p> <p>ア 身体障害 前条第1項第2号アに規定する程度</p> <p>イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級又は2級に該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p>	<p>（単身入居の資格）</p> <p>第1条の2 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 精神障害（知的障害を除く。_____） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する_____1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 省略</p> <p>(3)～(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

- (2) 入居者又は同居者に前条第1項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者がある場合
- (3) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (5) 一般県営住宅が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第1項若しくは第3項若しくはは激甚災害^{ひび}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は公営住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合であつて、当該災害により住宅を失つた入居者がこれらの一般県営住宅に入居する期間が当該災害発生の日から3年を経過するまでの間にあるとき。

（一般県営住宅の同居承認等）

第11条の2 省略

2 条例第17条第7項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第17条第6項の規定による承認による同居の後に於ける当該入居者に係る収入が条例第5条第1号に規定する金額を超える場合
- (2) 当該入居者が条例第23条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号のいずれかに該当する場合又は条例に違反した場合

3 省略

4 省略

5 省略

（準用）

第12条の5 第2条から第4条まで、第6条、第9条から第11条まで、第11条の2（第2項第1号を除く。）及び第12条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条及び第6条第1項中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中「条例第17条第7項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第7項」と、同条第3項中「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、同条第4項中「条例第17条第9項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第9項」と、同条第5項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

（一般県営住宅の同居承認等）

第11条の2 省略

2 省略

3 省略

4 省略

（準用）

第12条の5 第2条から第4条まで、第6条及び第9条から第12条まで _____ の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条及び第6条第1項中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中 _____ 「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、同条第3項中「条例第17条第9項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第9項」と、同条第4項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 一般県営住宅の入居者が昭和31年4月1日前に生まれた者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は同日前に生まれた者である場合における一般県営住宅の入居者の資格については、改正後の愛媛県営住宅管理条例施行規則第1条の3第3号中「60歳以上の」とあるのは「昭和31年4月1日前に生まれた」と、「60歳以上又は」とあるのは「昭和31年4月1日前に生まれ又は」とする。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第1号

愛媛県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年愛媛県条例第82号）の施行の日から施行する。

平成24年12月21日

愛媛県議会議長 岡 田 志 朗

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p style="text-align: center;">愛媛県政務活動費の交付に関する規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>愛媛県政務活動費の交付に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>政務活動費</u>の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（議員の通知）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 議長は、<u>政務活動費</u>を受ける議員の住所、氏名その他議長が定める事項に変更があったときは、その都度、速やかに、住所等変更通知書（様式第2号）により知事に通知するものとする。</p> <p>（請求）</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定による請求は、<u>政務活動費請求書</u>（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>（証拠書類の整理保管）</p> <p>第5条 議員は、<u>政務活動費</u>の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、その領収書その他の証拠書類を整理し、及び保管し、これらを当該<u>政務活動費</u>に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>（収支報告書等の閲覧）</p> <p>第6条 条例第12条第1項の規定による請求は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して<u>2月</u>を経過した日からすることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、<u>政務活動費収支報告書等閲覧請求書</u>（様式第5号）に必要な事項を記載し、議長の承認を受けなければならない。</p> <p>4～6 省略</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県政務調査費の交付に関する規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>愛媛県政務調査費の交付に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（議員の通知）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 議長は、<u>政務調査費</u>を受ける議員の住所、氏名その他議長が定める事項に変更があったときは、その都度、速やかに、住所等変更通知書（様式第2号）により知事に通知するものとする。</p> <p>（請求）</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定による請求は、<u>政務調査費請求書</u>（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>（使途基準）</p> <p>第4条 条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>（証拠書類の整理保管）</p> <p>第6条 議員は、<u>政務調査費</u>の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、その領収書その他の証拠書類を整理し、及び保管し、これらを当該<u>政務調査費</u>に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>（収支報告書等の閲覧）</p> <p>第7条 条例第12条第1項の規定による請求は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して<u>30日</u>を経過した日の翌日からすることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、<u>政務調査費収支報告書等閲覧請求書</u>（様式第5号）に必要な事項を記載し、議長の承認を受けなければならない。</p> <p>4～6 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td> <td>議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
項 目	内 容				
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）				

研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費等)
会議費	地域住民の県政に関する要望及び意見を把握するために議員が行う各種会議の開催並びに団体等が開催する会議等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費 (会場及び機材借上費、資料印刷費、会費、交通費、宿泊費、食糧費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、資料印刷費等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入又は借上げに要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙及び報告書印刷費、送料、交通費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品及び備品購入費、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

様式第1号(第2条関係) 議員(異動)通知書

省略
愛媛県政務活動費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第4条第1項(第2項)の規定により、政務活動費の交付を受ける議員を別紙のとおり通知します。

別紙

省略

注 省略

様式第2号(第2条関係) 住所等変更通知書

省略
愛媛県政務活動費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第4条第2項の規定により、政務活動費の交付を受ける議員の変更について、次のとおり通知します。

省略

様式第3号(第3条関係) 政務活動費請求書

年度政務活動費請求書

省略

愛媛県政務活動費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。

省略

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定のあつ

様式第1号(第2条関係) 議員(異動)通知書

省略
愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第4条第1項(第2項)の規定により、政務調査費の交付を受ける議員を別紙のとおり通知します。

別紙

省略

注 省略

様式第2号(第2条関係) 住所等変更通知書

省略
愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第4条第2項の規定により、政務調査費の交付を受ける議員の変更について、次のとおり通知します。

省略

様式第3号(第3条関係) 政務調査費請求書

年度政務調査費請求書

省略

愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。

省略

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定のあつ

た 年度第 四半期分政務活動費(月分~ 月分)

様式第4号(第4条関係) 事業実績報告書

省略
主な政務活動の実施状況について、次のとおり報告します。

1 調査研究の概要

2 その他の政務活動の概要

た 年度第 四半期分政務調査費(月分~ 月分)

様式第4号(第5条関係) 事業実績報告書

省略
主な調査研究活動の実施状況について、次のとおり報告します。

1 県の事務に関する調査研究の概要

Table with 2 columns: 調査研究事項, 概要

2 地方行財政に関する調査研究の概要

Table with 2 columns: 調査研究事項, 概要

様式第5号(第6条関係) 政務活動費収支報告書等閲覧請求書

Form for administrative activity fee request with fields for year, amount, and notes.

様式第5号(第7条関係) 政務調査費収支報告書等閲覧請求書

Form for administrative survey fee request with fields for year, amount, and notes.

県議会訓令

○愛媛県議会訓令第2号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年12月21日

愛媛県議会議長 岡田 志朗

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程(昭和39年愛媛県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Comparison table showing amendments to the administrative regulations, with columns for '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment).

(2) 愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第12条第1項の規定に基づく収支報告書等の閲覧に關すること。

(3)～(10) 省略

(2) 愛媛県政務調査費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第12条第1項の規定に基づく収支報告書等の閲覧に關すること。

(3)～(10) 省略

附 則

この訓令は、愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年愛媛県条例第82号）の施行の日から施行する。